

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

宮崎県木材協同組合連合会

制定 平成24年12月1日

改正 令和7年9月1日

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成29年3月14日付け経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念されるところであり、また、木質バイオマスについては、間伐材等で多くの未利用材が発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、これら既存利用に影響を及ぼさない発電利用が求められている。

このようなことを踏まえ、宮崎県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（F I T・F I P制度）に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電燃料に供する木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」並びに「これらを原料とするチップ等」の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のF I T・F I P認定案件（1,000kw以上）については、ライフサイクルG H Gの基準が適用されることから、発電事業者によるライフサイクルG H Gの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（木質バイオマスの有効利用への支援）

- 1 当団体は、間伐材等の未利用木質資源の発電利用を全面的に支援するとともに、製材端材やチップ等の新たな利用分野としても、発電利用の促進に努めるものとする。

（国、県の取組みとの連携）

- 2 当団体は、国、県が取り組む未利用木質資源の有効利用対策について、これらの取り組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定)

- 3 林野庁が平成24年6月18日に策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」を別途定め、事業者の認定を行い、発電利用に供される木質バイオマスの供給の促進に努めるものとする。

また、国内の木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

- 4 当団体は、発電利用に供される木質バイオマス利用に当たっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(他の団体との連携)

- 5 当団体は、木質バイオマスのバイオマス発電利用に当たっては、他の林業、木材産業関係団体及びNGO等との連携を図るものとする。

(情報の公開)

- 6 当団体、は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。